

アラブ首長国連邦における 子どものラクダ騎手 ：その背景と解放への道のり

鈴木 弥生

(コミュニティ政策学科教員)

I はじめに

バングラデシュ農村での調査を終えてハイウェーまで歩く道すがら、子どもの数が膨れあがってゆく。そのようすをみる大人たちの眼差しはまことに穏やかで「どこまでついてゆくつもりなんだ？」などと注意するようすもない。「この子どもたちは疑うということがないのだろうか。仮にカラップ・ロク(悪い人間)だったらどうするの?」。その思いは、屈託のない子どもたちを前にして、言葉にするまもなく消えてしまう。なかでも、S村とP村での初日、子どもたちは異国からきた見慣れない人間に対して興味津々のようで、憶することがなかった。

S村で調査を行ったのは2006年3月であった¹。この村は、何度も足を運んでいるP村とは明らかに異なっていた。外国主導の援助や開発による大規模インフラ整備の影響を受けていない。各バリでは十分な空間を持ち、家族や近隣居住者が集って収穫物を分けあったり、家禽を飼育したりしていた。アヒルはここで育っているせいか、家族の声を聞き分けている。お気に入り、各世帯の母親であった。水浴びをさせるために、ホウキの柄で川に導くのは子どもたちの仕事。しかし、水浴の時間は実に短くて、すぐさま丘にあがってきてしまう。困り顔で再び川へと導く子どもたち。そこには、穏やかな時間が流れているように思われた。

けれども、バングラデシュ農村にも暗い影は押し寄せていた。グラミン銀行員によれば「ある農村で、年端もゆかない子どもたちがアラブ首長国連邦(United Arab Emirates: UAE)まで連れていかれてラクダ騎手をさせられていた」という。グラミン銀行メンバーの女性たちは「新聞が読めない私たちに代わって、彼女はいろいろなことを教えてくれる」と感謝しながらも、「俄かには信じられないような事件」と反応していた。実際にも、途上国出身の子どもたちが強いら

れていたUAEのラクダ騎手は、子どもの権利を侵害する深刻な問題としてその解決が急がれていたのである。

本論では、UAEにおけるバングラデシュ移民労働者の概況をみたのち、ラクダ騎手の実態と問題解決への過程に焦点をあて、先行研究やデータを通してそれらの現状を明らかにすることを目的とする。そのため、市民社会の連携という枠組みから、世界規模で生じている深刻な社会問題の解決過程を分析する²。

バングラデシュでの調査は、1997年から2012年のあいだに12回滞在して実施してきた³。湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council: GCC）諸国での調査は、UAEのドバイ（2010年秋、2012年秋）とアブダビ（2012年秋、2014年春）のほか、オマーンとカタール（2014年春）で行っている。調査方法は、移民労働者の参与観察、関係機関での資料収集、そして、バングラデシュをはじめとする移民労働者からの聞き取り調査による。

II アラブ首長国連邦のバングラデシュ移民労働者

この地域は「19世紀後半から1970年代初頭に至るまで総称して英国保護領『休戦諸国』(Trucial States)と呼ばれた7つの『土侯国』」(宮崎、2004、1頁)であった。連邦を形成してUAEとして独立したのは、はからずもバングラデシュ同様の1971年12月である⁴。石油埋蔵量は世界で第7位に位置しているが(BP, 2017, p.6)、その多くは首都アブダビが保有している。とはいえ「原油生産小国ドバイの『ドバイ原油』が、湾岸産油原油の極東アジア市場向け価格決定のマーカー原油(指標原油)とされている」(宮崎、2004、16頁)ことから、重要な位置づけとなっている。

ハッサンによれば、GCC諸国では、第一次石油危機以降、大規模な開発事業が加速している。これに関連して、GCC諸国では補うことのできない労働力を第三国のなかでも、途上国出身の低賃金労働者に求めるようになった(Hassan, 2008, pp.54-56)。バングラデシュ政府も、国際労働移動を外貨獲得のための重要な柱として位置づけるようになり、それを奨励している⁵。1976年度から2011年度の海外への移民労働者総数をみると、約8割がGCC諸国に集中している⁶。1976年度の移民労働者総数は6,087人、同年度の送金総額は2,371万ドルであったが、2006年度にバングラデシュ政府が海外雇用政策を打ち出してから移民労働者総数は38万人を超えており、2011年度には51万人、送金額は110億ドルを超えている⁷。

移民労働者からの送金に焦点をあてた先行研究は、いずれもその役割を高く評価している⁸。しかしながら、1990年代からグローバリゼーションと国際労働移動に着目していた森田は、国際労働移動は労働力輸出に依存する経済構造を強め、低賃金労働供給の世界的予備軍を継続的に作り出す(森田、1994、32頁)と批判的見解を示していた。

ここで、2013年現在のUAE総人口に占める移民労働者の割合をみると、約9割(88.5%)にも達している。それら移民の主な出身国・地域は、インド、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、インドネシア、エジプト、イエメン、ネパール、スーダンとなっていて、南アジア、途上国の割合が高くなっている(World Bank, 2016, p.258)。

こうした構造のなかで、圧倒的多数を占める移民労働者と約1割でしかないUAE市民の生活は著しく分断されている。移民労働者が建設に携わった近代的なモール内において家族で買物や食事をしているのはドバイ市民である。これに対して、店員、ウェイトレスやウェイター、清掃、案内係等として労働しているのは移民労働者である。なかには、子守、食材買出しとそれら運搬のためにメイドを同伴している雇用主もみられるが、同じテーブルを囲んで食事をするようすはみられなかった。移民労働者がおかれている状況は、国・地域によっても異なるが、バングラデシュ移民労働者の賃金は相対的に低く抑えられている。また、バングラデシュ移民労働者が単身で移動しているのに対して、インド出身者は、ドバイでコミュニティを形成して家族構成員とともに長期間に及んで生活を営んでいる⁹。それでも、例えばアメリカ合衆国のように、永住権や市民権を得るといった状況はみられない。こうした現状に疑問をもったアリは¹⁰、2006年6月からドバイに滞在して精力的に現地調査を行った(Ali, 2010)。そのほかにも、自らのホームページを通してドバイ政府に身元が知られるようになり、同年10月、永遠にUAEに入国できないという現状を強いられた。そのうえ、パソコン等に保存していたUAEでの記録や写真はすべて没収された¹¹。アリによれば、移民労働者の職種のなかでもっとも深刻なものは、メイド、セックスワーカー、建設労働者である。また、ラクダ騎手を強いられている子どもたちの現状はより深刻である。このような子どもたちは、搾取された状態にあると言及している(Ali, 2010, pp.81-109)。ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)は、非熟練労働・建設労働者と各家庭内で雇用されているメイドの労働実態について、現地調査を通してその深刻な実態を明らかにしたうえで、UAE政府に対して労働条件等を改善して深刻な労働問題を解決するよう警告している¹²。そして、建設労働者、メイド、ラクダ騎手にバングラデシュ出身の貧困層が多く関与していることが筆者による調査からも明らかになっている。子どものラクダ騎手に関する直接的な調査は困難であったことから、以下では、先行研究を通してその実態を明らかにしたい。

Ⅲ 子どものラクダ騎手

砂漠環境に耐えられるラクダの能力は高く評価され、伝統的なコミュニティの中心的存在として重宝されていた。伝統的なラクダの短距離競争(500メートル)

にしても、コミュニティでの祝事や騎手の技術を披露する場として親しまれていた。それは、本来、レースを通して速さを競うものではなかった¹³。

ところが、石油による富がもたらされると伝統的な生活の多くは色あせてしまい、人々の生活は急速に変化していった。シェイク支配は、それまでの伝統的慣習をレースとして組織化し、優勝したラクダの所有者に懸賞金を与えるようになった。特別な競技場が建設され、トレーナーと労働者が南アジア諸国や北アフリカ諸国からリクルートされるようになった (UNICEF, 2006, p.5)。ラクダのオーナーは、レースで優勝して多額の懸賞金を得ようと目論むようになり、騎手として体重の軽い幼い子どもたちを求めようになったのである (Turner, 2009)。

そのなかにあって、バングラデシュのほか、パキスタン、スーダン、モーリタニア出身の幼い子どもたちが、危険で有害なラクダ騎手の労働を強いられた。子どもたちの年齢は4～10歳と推定されるが (UNICEF, 2006, p.5)、なかには、2歳でUAEに連れてこられた子どももみられる (Ali, 2010, p.105)。体重の軽い子どものほうがラクダ騎手に適している、すなわち、ラクダが疾走可能になって応戦に力が入るという一方的な理由から、子どもたちの体重は徹底して管理されていた。そのために、食事や栄養が制限されていたのである。このような痩身の子どもたちが、400キログラムを超えるラクダに縛りつけられ、10キロメートルのコースを時速50キロで疾走する。子どもたちの恐怖心はまったくもって無視されていた。ラクダから落ちて大怪我を負うこともあるし、危険なレースで生命を落とした子どももみられる。そのうえ、幼い時期に祖国の家族構成員から引き離された子どもたちは母語さえ理解できず、ラクダ農場においても、教育機会へのアクセス、あるいは、ラクダ騎手から解放されて生きるための術を学ぶ機会も皆無であった¹⁴。

ここでUAEの連邦法と国際条約の批准についてみると、1980年以降、UAEの連邦労働法は、15歳未満の子どもの雇用を禁止している。また、UAE政府は、子どもの人身売買や搾取の禁止ほかを掲げる「子どもの権利に関する条約」を批准している。さらに「就労許可の最低年齢に関する条約 (第138号)」¹⁵そして「最悪の形態の子どもの労働に関する条約 (第182号)」も批准している (UNICEF, 2006, p.2)。このように、連邦労働法での15歳未満の子どもの雇用禁止のみならず、国際的な条約を批准しているにもかかわらず、危険で有害な子どもの労働は歴然としてみられた。

こうした現状に対して、反奴隷制インターナショナル (Anti-Slavery International) を含む人権団体は、1990年代後半に子どもたちをラクダ騎手から解放しようとキャンペーンを開始した。しかし、ドバイを含むGCC諸国は問題の所在を認めなかった。そこで、反奴隷制インターナショナルは、バングラデシュ、パキスタン、スーダンの各現地NGOと連携してより多くの証拠資料を収集して

いる。そのうえで、国連やILO国際フォーラム、続いて2004年にアメリカ国務省人身売買監督局に問題を提起している¹⁶。

また、パキスタンに本部をおく人権団体、アンサール・バーニー・トゥラスト (Ansar Burney Trust) の創始者アンサールや各国のマスメディアが、早急に子どもたちをラクダ騎手から解放しようと奮闘していた。しかしながら、UAE政府に問題を認識させることは困難であった。そのため、アンサールは、通訳や他のスタッフとともに隠しカメラをもって現地に入り、子どもたちがラクダ騎手を強いられているレースとそれに熱狂する人々の現状、貧しい宿舎、粗末な食事、幼い子どもたちの身体に刻み込まれている虐待の跡等を撮影している。その成果は、2004年10月にアメリカのHBOスポーツプログラムで報道されている¹⁷。それまでの市民社会による活動、そして、人権団体が収集したデータに基づくこの報道は、さまざまな反響をもたらした。

2005年5月、ユニセフ、国際移住機関、バングラデシュ、モーリタニア、パキスタン、スーダンの政府および現地NGOの代表団、そしてUAE政府が2日間に及んで会談した。ここでは、ラクダ騎手を強いられている子どもたちの解放、祖国への帰国と農村コミュニティでの再統合支援について検討した。会談の終盤において、内務省とユニセフは、ラクダ騎手を強いられていた子どもたちの帰国と農村コミュニティでの生活支援のために270万ドル提供するという合意に調印した (UNICEF, 2006, p.7)。

同年7月「UAEでラクダ騎手を務めるものは18歳以上でなければならず、その年齢制限を下回るものはすべて同国に入国できず、雇用手続きはすべて撤回される」と定めた。その第2条では、「これに違反するものは、最低3年間投獄される、もしくは5万ディルハムス¹⁸以上の罰金が課される」と罰則規定を設けた¹⁹。その後9月、リモート・コントローラーで操作可能な極小型ロボットをラクダに搭乗させる準備が完了した²⁰。

このように、人権団体、各途上国の現地NGO、国際機関、報道機関は「子どものラクダ騎手は人権を侵害する深刻な問題であること、そして、子どもたちが祖国に戻ることは当然の権利であると同時に急務である」ことをUAE政府に認識させた。それと同時に、これら市民社会のほか、各国政府とも連携して子どもたちの帰還手続きを実施させるに至った。

しかし、アリ (2010, pp.108-109) の追跡によれば、大多数の子どもたちは祖国に戻ったものの、ラクダ農場に残されている子どもたちの存在がアンサーの追跡で明らかになったという。これに対して、UAE政府は追加的措置を講じている。また、反奴隷制インターナショナルは、国内外の法律だけで子どもの深刻な労働をなくすことは困難であり、実際には、コミュニティを基盤とする取り組みが重要であると言及している (Turner, 2009)。

そこでバングラデシュ側の取り組みをみると、バングラデシュ全国女性弁護士協会 (Bangladesh National Women Lawyers Association) やダカ・アーサニア・ミッション (Daka Ahsania Mission) といった現地の人権団体や現地NGOが中心となって、騎手を強いられていた子どもたちが再び農村コミュニティで生活できるような方法を構築している。具体的には、子どもたちがダカのシェルターに短期滞在しているあいだに、心理社会的支援、法的支援、医療支援のほか、ベンガル語の習得機会を設けて子どもたちの参加を重視した。農村コミュニティでは、近隣居住者、家族、現地NGO代表者、教員、ユニオン評議会メンバーらに参加を呼びかけて地域ケア委員会を形成した²¹。これらの成果により、大多数の子どもたちは農村コミュニティ内の初等教育機関に編入された。しかし、年齢の高い子どもたちが初等教育機関に通うことは困難であった。こうした子どもたちの就学や識字教育には限界があったことも指摘されている (UNICEF, 2006, p.17)。

まとめ

UAEの近代化は、バングラデシュをはじめとする途上国出身の移民労働者の低賃金労働に依存しながら展開されている。そこでの労働は長時間に及びかつ危険を伴うもので、バングラデシュ出身の移民労働者は極めて困難な状況におかれている。森田の研究にみられるような低賃金労働者は、UAEにおいて顕著であり、その予備軍はバングラデシュ農村の貧困層においてまみられる。

アリの研究・調査は、こうした実態を隠蔽しようとするUAEの姿勢を示している。すなわち、UAEでは移民労働者の実態調査さえままならないのである。そのうえ、子どものラクダ騎手については、子どもたちが祖国のコミュニティや家族から引き離され、本来あるべき子どもの人権が著しく侵害されているにもかかわらず、現状把握、そして、そこからの子どもたちの解放が極めて困難であった。この子どもたちは、僅かばかりの保護者への報酬、あるいは、無報酬かつ強制的な形で、何も分からないままに国境・地域を超えさせられている。

そのなかであって、人権団体、各途上国の現地NGO、国際機関、報道機関が連携してUAE政府を突き動かし、深刻な労働実態から大多数の子どもたちを解放したことは画期的な経緯であろう。バングラデシュの人権団体や現地NGOは、帰国直後の子どもたちがプログラムに参加できるように促し、農村のコミュニティから引き離された子どもたちと家族を改めて結びつけるうえで重要な役割を担った。ここに、市民社会がもつ独自の活動と役割、そして、市民社会の連携がみてとれる。しかしながら、なお、少数の子どもたちがUAEに残されていたという現状をみるにつけ、これら途上国出身の貧困層がいまなお周辺におかれ、脆弱性をつきつけられているという実態がうかびあがってくる。

さいごに「リベラル・アーツ」を誇る立教大学の「世界とともに生きるグロー

バルリーダーを育成する新たな取り組み」のなかにあつて、世界規模で生じる社会問題や世界各国・地域の文化に焦点をあて、学生たちとともに、現状分析および解決への途について思考していきたい。

付記

GCC 諸国での実態調査は、文部科学省科学研究費「バングラデシュの貧困と国際労働移動に関する実態調査」[2011-2013年度]（鈴木弥生）および関東学院大学人間環境研究所2010年度プロジェクト研究「グローバリゼーションと経済・社会環境の変化」（鈴木弥生・佐藤一彦）の助成に基づき実施している。2017年度は、コロンビア大学客員研究員としてニューヨーク市に1年間滞在し、文部科学省科学研究費「グローバリゼーションと国際労働移動：バングラデシュ女性労働者の実態調査」（鈴木弥生）ほか、研究・調査を継続している。このような機会にアクセスできる立教大学と同コミュニティ福祉学部の研究環境、そして何よりも皆様のご理解に心より御礼申し上げます。

¹ 詳細は、鈴木（2016）参照。なお、1999年度以降のバングラデシュでの現地調査は、文部科学省科学研究費により行っている。詳細は、同（2016、5-6頁）参照。

² 市民社会の概念は複雑多様であるものの（Khan and Kabir, eds. 2002）、西川によれば「政治セクターを中心とする政治社会、企業セクターがそこに基づく市場社会と区別され、市民たちが社会に対する明確な主権者意識をもって、他の政治社会、市場社会に働きかけつつ、自らは非営利・自発的活動を中心に組織している社会分野」（西川、2007、18頁）と定義されている。また、グーン（Goon）は、バングラデシュの現地NGOの理念活動実態について『市民社会』こそが唯一一致する空間であり「草の根の人々と直感的に対話するメカニズムが形成されている」と指摘している（Goon, 2002, pp.161-162）。なお、鈴木（2016）において検討しているので参照されたい。

³ 注釈1に同じ。

⁴ 1971年に連邦を形成したのは、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウンム・アル＝カイワイン、フジャイラの6首長国であったが、翌年、ラース・アル＝ハイマも合流した（宮崎、2004、1頁）。

⁵ Ministry of Expatriates' Welfare and Overseas Employmentでの聞き取り調査による（2012年3月）。

⁶ 同上およびMinistry of Expatriates' Welfare and Overseas Employment 内部資料。

⁷ 同上。

⁸ 例えば、Murshid et al. (2001)。

⁹ 2010年秋の現地調査による。

¹⁰ Ali (2010) およびロングアイランド大学（ニューヨーク）でのアリからの聞き取りによる（2016年11月）。

¹¹ 詳細は、Ali, Syed (November 11, 2007) *You must come with me*, The Guardian (<http://www.theguardian.com/lifeandstyle/2007/nov/12/familyandrelationships.firstperson>) 最終アクセス2017年10月1日参照。

¹² Human Rights Watch (2006) : (2014) 参照。

¹³ UNICEF (2006, p.1) およびTurner (2009) より構成。そのほか、ドバイ歴史博物館展示資料（2010年）による。

¹⁴ UNICEF (2006, p.5) およびTurner (2009) より構成。

¹⁵ この条約と同勧告での基本的な最低就業年齢は、義務教育終了年齢なおかつ15歳未満と規定されている。また、危険な労働の基本的な最低就業年齢は18歳、ただし特別な条件下では16

- 歳と規定されている。詳細は、ILO（1996）参照。
- ¹⁶ 詳細はTurner（2009）参照。
- ¹⁷ Perskie, Joc (producer), Bryne, Ultan (ed.) *The sport of Sheiks: Child camel jockeys in the Middle East*—Ansar Burney, HBO real sports studio in New York (<https://www.youtube.com/watch?v=G511J-0L2eA>) 最終アクセス2018年8月23日。
- ¹⁸ 2017年8月時点で約145万円。
- ¹⁹ World News Collection (July 5, 2005).
- ²⁰ UNICEF（2006, p.5）およびTurner（2009）参照。
- ²¹ UNICEF（2006, p.14）：（2009, pp. 20-21）より構成。

引用及び主要参考文献一覧

外国語文献・論文・報告書（アルファベット順）

- Ali, Syed (2010) *DUBAI Gilded Cage*, Yale University Press : New Haven and London.
- BP (June 2017) *Statistical Review of World Energy; 66th* (<http://www.bp.com/content/dam/bp/en/corporate/pdf/energy-economics/statistical-review-2017/bp-statistical-review-of-world-energy-2017-oil.pdf>) 最終アクセス2018年8月19日 .
- Goon, Aroma (2002) *Civil Society and Social Empowerment*. Chapter6, pp.127-163 in Khan, Mizan R. and Kabir, Mohammad Humayun (eds.) *Civil Society and Democracy in Bangladesh*. Academic Press and Publishers Limited in Association with Bangladesh Institute of International and Strategic Studies: Dhaka.
- Hassan, Munir (2008) *Complementarity between International Migration and Trade: A Case Study of Bangladesh* in Andaleeb, Syed Saad (ed.) *The Bangladesh Economy: Diagnoses and Prescriptions*. University Press Limited: Dhaka. Chapter3, pp. 51-71.
- Human Rights Watch (October, 2014) *I already bought you: Abuse and Exploitation of Female Migrant Domestic Workers in the United Arab Emirates*.
- Human Rights Watch (2009) *World Report 2010*.
- Human Rights Watch (2006) *Building Towers, Cheating Workers, Exploitation of Migrant Construction Workers in the United Arab Emirates*.
- International Labour Office (1996) *Child Labour : Targeting the Intolerable, Report IV (1)* . International Labour Office : Geneva.
- Khan, Mizan R. and Kabir, Mohammad Humayun (eds.) (2002) *Civil Society and Democracy in Bangladesh*. Academic Press and Publishers Limited in Association with Bangladesh Institute of International and Strategic Studies: Dhaka.
- Ministry of Expatriates' Welfare and Overseas Employment (2012) *Probashi*.
- Murshid, K.A.S., Kazi, Iqbal, and Meherun, Ahmed (2001) *Migrant Workers from Bangladesh Remittances Inflows and Utilization*, Research Report No. 170, Bangladesh Institute of Development Studies : Dhaka.
- Suzuki, Yayoi, Zane Ritchie (2016) *A Study on the relevance of poverty to international labour migration—the present situation of Bangladeshi migrants to the United States*. 『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』立教大学コミュニティ福祉研究所、第4号、2016年11月, pp.97-113.
- Turner, Catherine (2009) *Children Trafficked to Gulf States for Use as Camel Jockeys*, Hindman, Hugh D (ed.) in *The World of Child Labor: An Historical and Regional Survey*. Routledge: London and New York, Section 2 , Part 6.
- UNICEF (2008) *South Asia in Action: Preventing and Responding to Child Trafficking, Child Rights-Based Programme Practices*, Advance Version, United Nations Children's Fund, Innocenti Research Centre; Italy.

- UNICEF (2006) *Starting Over; Children Return Home from Camel Racing*. United Nations Children's Fund: UNICEF Gulf Office.
- World Bank Group (2016) *Migration and Remittances Factbook 2016*, 3rd edition World Bank: Washington, D.C.
- World News Collection (July, 5 2005) *UAE Passes Federal Law Stating Camel Jockeys Must be 18 Years or Older*. Khaleej Times.

邦語文献・論文（五十音順）

- 鈴木弥生（2016）『バングラデシュ農村にみる外国援助と社会開発』日本評論社。
- 鈴木弥生・佐藤一彦（2012）「関東学院大学人間環境研究所2010年度プロジェクト報告抜粋：グローバル化と経済・社会環境の変化」『関東学院大学人間環境研究所報』関東学院大学人間環境研究所、77-82頁。
- 西川潤（2011）『グローバル化を越えて 脱成長期 日本の選択』日本経済新聞社。
- 西川潤（2007）「市民社会と公共空間」西川潤・蕭新煌『台湾研究業書1 東アジアの市民社会と民主化—日本、台湾、韓国にみる—』明石書店、第1章所収、17-42頁。
- 西川潤（2000）『人間のための経済学—開発と貧困を考える』岩波書店。
- 宮崎和作（2004年12月）「アラブ首長国連邦（UAE）の石油産業構造」『IEEJ』1-28頁。
- 森田桐郎編著（1994）『国際労働移動と外国人労働者』同文館。

ホームページ等

- Ali, Syed (November 11, 2007) *You must come with me*, The Guardian (<http://www.theguardian.com/lifeandstyle/2007/nov/12/familyandrelationships.firstperson>) 最終アクセス2017年10月1日.
- Perskic, Joe (producer), Brync, Ultan (ed.) *The sport of Sheiks: Child camel jockeys in the Middle East—Ansar Burney*, HBO real sports studio in New York (<https://www.youtube.com/watch?v=G51IJ-0L2eA>) 最終アクセス2017年8月23日.